平成２７年（フ）第１８０５号
名古屋市守山区村前町191番地　メルベーユ302号
債務者　橋邊　香織
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒山　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４号
富山市藤木2577番地
債務者　中井　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　延子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県霧島市隼人町小田278　隼人塚ハイツ201（松元方）、住民票上の住所鹿児島県霧島市牧園町高千穂3865番地45
債務者　原ノ後徳生
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
北海道帯広市東２条南16丁目11－１　パシフィッククリオコート403、住民票上の住所北海道釧路市住吉２丁目12番51号
債務者　名畑　昌昭
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
岐阜県下呂市萩原町宮田1513番地、前住所岐阜県瑞穂市本田1552番地284
債務者　西岡　未来
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５号
函館市美原３丁目53番37号
債務者　松島　　愛
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
和歌山県田辺市上万呂５番地の19、前住所和歌山県田辺市中万呂133番地の61
債務者　鈴村　幸子（旧姓菅谷）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１３号
山口県宇部市大字東岐波3951番地８
債務者　濵村　　宏
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１４号
山口県宇部市大字東岐波3951番地８
債務者　濵村由美子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８２号
埼玉県川口市並木３丁目30番15―207号　サンライフ並木
債務者　水野　早紀
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸249番地３　フロラシオン浦和203
債務者　大湊　健治
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
さいたま市浦和区神明１丁目７番３号　明和荘103
債務者　齊藤　善昭
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
埼玉県朝霞市北原２丁目３番29号　プライムⅠ　103号
債務者　中島まゆみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　１－505
債務者　中山日出人
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番９－307号
債務者　中村　慶子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１７０号
千葉市緑区おゆみ野５丁目28番地おゆみ野第１団地２棟303号
債務者　横内和歌子（旧姓津戸）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９３号
千葉市中央区椿森３丁目５番15号リバーハイツ１－Ａ
債務者　北澤　孝子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係